

## 平成25年度 教職員安全衛生事業実施方針（案）

## 1 健康診断

## (1) 定期健康診断

4月から9月までの期間内に実施。必要に応じて二次検診を実施する。

(胸部以外の巡回健診は、原則午後は行わない。代行受診は9月末までの申請)

特定健康診査に関する項目については、健診結果等を保険事業者（公立学校共済組合愛知支部）へ情報提供している。

## (2) 個別健康診断

## ア 管理健診

前年度の健康診断の結果、経過観察の必要を認める場合等に実施する。

## イ 管理面接

健康診断の結果、産業医が必要と認める者に対して、産業医、衛生管理医師又は臨床心理士が医療・生活面等に関して面接指導を行うとともに、併せて保健師による保健指導と栄養士による栄養指導を行う。

また、長期の病気療養の休暇取得後、休職には至らず復帰した者に対して、産業医等による面接を行う。

## ウ 臨時健診

復職を希望している休職中の教職員、その他産業医が必要と認める者に対して、産業医等により面接指導を行う。

## (3) 特別健康診断

下記の一覧の事項について実施する。

種 別	実 施 時 期	対 象 者
胃 検 診	夏季休業期間中	40歳以上（総合検診受診者除く）
大腸がん検診	定期健康診断時	40歳以上希望者（総合検診受診者除く）
B型肝炎抗体検査	〃	養護教諭の希望者（総合検診受診者除く）
風しん抗体検査	〃	新規採用女性教職員の希望者 (総合検診受診者除く)
海外派遣健康診断	帰国後	海外への派遣からの帰国人
VDT業務検診	2学期中	1日4時間以上のVDT作業従事者等
総 合 検 診	春期～秋期	40・45・50・55歳
婦 人 科 検 診	春期～秋期	40・45・50・55歳の女性

## 2 健康相談等

(1) 保健師が、体や心の悩みなどについて、電話・メール等により、常時相談に応じる。

(2) 復職後の衛生管理医師との面接までの期間に、保健師が電話によるフォローを行う。

一定の基準に該当する場合は、電話によるフォローに代えて、職場訪問を実施する。

(3) 毎月1回及び夏季休業期間中に、予約制にて臨床心理士による面接相談を実施する。

### 3 安全衛生教育等

#### (1) 衛生講話

希望校において産業医等により講話をを行う。

#### (2) 予防教室

健康診断結果に基づき産業医が必要と認める者を対象として、保健指導、栄養指導及び運動指導を行う。

#### (3) 健康教室

心身の健康づくりのため、各種テーマを設定し、夏期休業期間中に開催する。

ア 多数を対象とした講演会など

(ア) メンタルヘルス：講演会や実習等を実施する。

(イ) 身体面の健康教室：講演会等を実施する。

(ウ) 女性の健康教室：女性のうちの希望者を対象に実施する。

(エ) 栄養の健康教室：講演会を実施する。

イ 定点の健康増進教室など

(ア) 30歳のうちの希望者を対象に、冬季に講演と実技を実施する。

(イ) 58歳のうちの希望者を対象に、冬季に講演と実技を実施する。

#### (4) 安全衛生セミナー

衛生管理(担当)者など、テーマや対象者を絞り込んだセミナーを順次企画し実施する。

#### (5) 管理監督者のためのメンタルヘルス研修（教育センターと共に研修として実施）

講演と事例研究等

・校（園）長対象 2回

・教頭対象 2回

#### (6) その他

機会を捉えて産業医等を講師として研修等を実施する。

### 4 職場巡視

学校（園）の作業環境等を確認し、必要に応じて指導・助言する。

### 5 啓発事業

「教職員安全衛生だより」をメールにより各校（園）に配信し、健康に関する啓発や情報提供、健康教室等の案内を行う。

健康相談を始めとする相談事業についても、「教職員安全衛生だより」等で、隨時紹介していく。